

約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 2 条（リスク及び自己責任の原則）	(5) 相場の変動等により、評価損が一定額を超えたときは、追加の証拠金の預託が必要となる <u>ことがあること。</u>	(5) 相場の変動等により、評価損が一定額を超えたときは、追加の証拠金の預託が必要と「 <u>なることがあること。</u>
第 5 条（口座の開設及び取引の適格要件）	<p>弊社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p><取引担当者基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引担当者は1口座につき1名。 ・取引担当者と法人代表者は<u>同一</u>でも可能。 ・法人代表者に代わり弊社との取引について、責任及び権限があること。 ・日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人であること。 ・口座名義人である法人に籍があること。 	<p>弊社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p><取引担当者基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引担当者は1口座につき1名。 ・取引担当者と法人代表者<u>と</u>同一でも可能。 ・法人代表者に代わり弊社との取引について、責任及び権限があること。 ・日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人であること。 ・口座名義人である法人に籍があること。
第 20 条（本口座の停止又は解約）	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 8 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本口座は停止されることとなり、本口座での取引は出来なくなります。（但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。）</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の停止の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告したとき。</p> <p>(3) 第 25 条に定める本約款、本規程及び取引説明書の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(4) お客様が本約款第 5 条に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した<u>場合。</u></p>	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 8 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本口座は停止されることとなり、本口座での取引は出来なくなります。（但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。）</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の停止の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告したとき。</p> <p>(3) 第 25 条に定める本約款、本規程及び取引説明書の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(4) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</p>

	<p><u>(5) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</u></p>	
<p>第 20 条（本口座の停止又は解約）</p>	<p>2. 次の各号のいずれかに該当したときは、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の解約の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、又は反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p><u>(5) お客様が本約款第 5 条に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</u></p> <p><u>(6) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</u></p>	<p>2. 次の各号のいずれかに該当したときは、本口座は解約されることとします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の解約の申し入れをしたとき。</p> <p>(2) お客様が本約款その他本取引に関する規定の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行っている、又は反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p>